



令和5年7月3日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口 ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

## 福井県最低賃金の令和5年度改正を諮問

福井労働局（局長 田原孝明）は、本日開催の福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）において、令和5年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、本年10月発効予定の福井県最低賃金の決定に向けた具体的な審議が行われます。

令和4年度においては、7月5日に諮問を行い、8月8日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10月2日に時間額888円（引き上げ額30円）の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の推移は下記のとおりです。

福井県最低賃金の推移

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
時間額(円)	803	829	830	858	888
引き上げ額(円)	25	26	1	28	30
引き上げ率(%)	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50
答申年月日	8/3	8/7	8/6	8/5	8/8
発効日	10/1	10/4	10/2	10/1	10/2